

財産区に関する調査票（財産区）

令和7年4月1日現在

調 査 事 項		三田市三輪財産区	芦 屋 市
1	財 産 区 の 名 称	三田市三輪財産区	① 芦屋市打出屋財産区
			② 芦屋市三条津知財産区
2	財 産 の 種 類 ・ 規 模	山林 10筆 76,526.00㎡ 雑種地 18筆 364,344.00㎡ 公衆用道路 3筆 1,123.00㎡ 宅地 3筆 2,265.63㎡ 原野 6筆 4,295.00㎡ ため池 2筆 39.00㎡ 合計 42筆 448,592.63㎡（公簿）	① 山林 27筆 1,156,023.51㎡ 保安林 7筆 1,330,862.49㎡ 公衆用道路 3筆 3,498.21㎡ 宅地 2筆 754.19㎡ その他 1筆 171.90㎡ 合計 38筆 2,486,886.00㎡（公簿） ② 保安林 7筆 2,945,268㎡（公簿） （神戸市域・神戸市と共有， 持分神戸市7/9，財産区2/9）
		三田市三輪財産区議会設置条例 三田市三輪財産区議会会議規則	① ○芦屋市打出屋財産区共有財産管理委員会条例 ○芦屋市打出屋共有山入山取締規則 ② なし
4	財 産 区 管 理 上 の 組 織	① 三田市三輪財産区議会	① 共有財産管理委員会（諮問機関）
		② 三田市三輪財産区協議会	② 財産区協議会
5	管 理 委 員 の 選 任 ・ 任 期	○区議員は、選挙により選出され、市議会議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上のものが被選挙権を有する。 ○任期 4年（定数10名）	① ○市議会議員の被選挙権を有する者の中から市長が選任（委員長は委員の互選，副委員長は委員長が任命） ○任期 4年（定数15名）
			② 選任・任期とも協議会で決定
6	管 理 委 員 の 報 酬	議長 年額349,200円（月額29,100円） 副議長 年額321,600円（月額26,800円） 議員 年額295,200円（月額24,600円）	① 日額11,200円（委員長13,500円）
			② なし（協議会に委託料出）
7	管 理 委 員 会 ・ 協 議 会 の 況 開 催 状 況	【議会】 年 2回	① 年3～5回程度
		【協議会】 年12回	② 年1～2回程度

8	先進地視察等について	必要に応じて実施	① 隔年に実施（1泊2日）	
			② なし	
9	管理運営について	保存行為	○所有地の維持管理（剪定、除草等） ○三輪会館の施設維持管理（施設修繕、照明器具更新等）	○松くい虫防除事業 ○山車維持管理助成金 ○各種治山工事（県事業が中心） ○国砂防事業への用地提供（有償）
		処分行為	○財産処分に関する場合は、すべて区議会で同意を得る。	○財産処分に関する場合は、すべて管理委員会・協議会に諮問。 ○主に砂防事業への用地処分。
		処分金の使途	○過去において処分金が発生したことはありません。	○当該地域で実施される公共的事業及び管理運営費に充てるため、財産区積立金として積み立てる。 ○積立金 打出財産区 154,222千円 芦屋三條津知財産区 38,256千円
		会計区分	○財産区一般会計	○財産区特別会計
		事務局	総務部総務課	総務部総務室総務課総務係
10	財産区と市議会との関係	特になし	○市議会の議決を要するもの ・予算 ・契約締結（1,500万円以上） ・財産処分（5,000㎡以上） （地方自治法96条関係）	
11	日常管理業務等	○所有地内パトロール ○三輪会館の運営管理 （指定管理：三輪会館運営委員会）	○山林内パトロール（樹木・境界・山腹崩壊・落石危険箇所・ゴミの不法投棄の監視等） ○境界確認・協定（水路・里道・官民間）	